

労働環境改善の取り組みについて

改定箇所 新旧対照表

現 行	改 正
労働環境改善の取り組み（ウィークリースタンスの実施）について 1. 目的 大村市が発注する測量、調査、土木関係コンサルタント業務（以下「設計業務等」という。）において業務を円滑かつ効率的に進めるため、従来、受発注者間のコミュニケーション円滑化に係わる取組として合同現地踏査、ワンデーレスポンスを実施しているところですが、新たに受発注者間の相互において、労働環境の改善に繋がるルールを定め、計画的に業務を履行することで労働環境を改善し、今後、更なる業務の円滑な実施に努めると共に魅力ある建設業界の創造に努める。 2. 対象業務 天候等により進捗が左右される外業が少ない業務を対象とし、令和3年4月1日以降に起工する設計業務等を対象とする。 3. 受発注者間の相互における取組内容 取組内容については、定時退社などの労働環境改善の取り組みが各企業で異なることが考えられるため、以下に示す項目を参考として、受発注者間で調整のうえ取り組む内容を 設定し実施する。（複数可） （1）月曜日は依頼の期限日としない（マンデイ・ノーピリオド） （2）金曜日は依頼しない（フライデイ・ノーリクエスト） （3）週1回以上は定時に帰るよう心がける（ワンウィーク・ノーオーバータイム）	労働環境改善の取り組み（ウィークリースタンスの実施）について 1. 目的 大村市が発注する測量、調査、土木関係コンサルタント業務（以下「設計業務等」という。）及び建設工事において業務・工事を円滑かつ効率的に進めるため、従来、受発注者間のコミュニケーション円滑化に係わる取組として合同現地踏査、ワンデーレスポンスを実施しているところですが、新たに受発注者間の相互において、労働環境の改善に繋がるルールを定め、計画的に業務・工事を履行することで労働環境を改善し、今後、更なる業務・工事の円滑な実施に努めると共に魅力ある建設業界の創造に努める。 2. 対象業務及び工事 （1）天候等により進捗が左右される外業が少ない業務を対象とし、令和7年10月1日以降に起工する設計業務等を対象とするが、左記以前に起工済みの業務についても受発注者間で協議の上、取組実施が可能と判断された場合は適用可能とする。 （2）令和7年10月1日以降に起工する建設工事を対象とするが、左記以前に起工済みの工事についても適用可能とする。なお、発注時点において災害対応など緊急を要する工事であることがあらかじめ想定される場合は、本取組の対象工事には含めないものとする。 3. 受発注者間の相互における取組内容 取組内容については、定時退社などの労働環境改善の取り組みが各企業で異なることが考えられるため、以下に示す項目を参考として、受発注者間で調整のうえ取り組む内容を 設定し実施する。（1つ以上、複数可） （1）休日明け日（月曜日）は依頼の期限日としない（マンデイ・ノーピリオド） （2）土・日曜日に休暇が取れるように休前日（金曜日）は新たな依頼をしない （フライデイ・ノーリクエスト） （3）週1回以上は定時に帰るよう心がける（ワンウィーク・ノーオーバータイム）

現 行	改 正
(4) 17時以降の打合せは行わない（オーバーファイブ・ノーミーティング） (5) その他、取り組みが必要と思われる内容 4. 取り組みの進め方 対象業務については、特記仕様書に労働環境改善の取り組みについて記載するものとする。 契約後、業務計画書作成前に受発注者間協議を行い、取組内容を決定する。なお、実施 にあたっては、取組内容を業務計画書のその他に記載するものとする。 記載なし	(4) 昼休みや17時以降などの業務時間外に掛かるおそれがある打合せは行わない（オーバーファイブ・ノーミーティング） (5) その他、取り組みが必要と思われる内容 (5) の例 業務時間外に応答が必要な連絡は行わない（メール等含む） 打合せは WEB 会議等を活用するなど、効率的な実施に努める 作業を依頼する場合は、作業内容に見合った時間・日数を確保する 4. 取り組みの進め方 対象業務・工事については、特記仕様書に労働環境改善の取り組みについて記載するものとする。 契約後、業務・施工計画書作成前に受発注者間協議を行い、取組内容を決定する。なお、実施にあたっては、取組内容を業務・施工計画書のその他に記載するものとする。 共通仕様書により施工計画書の提出を求めている工事（請負代金500万円未満）については、工事打合せ簿により別途、取組内容の報告を行うものとする。 なお、緊急を要する事案（事故対応、災害対応、苦情対応など）が発生した場合は、本取組の対象外とする。また、状況の変化等によりやむを得ず本取組が実施困難な状況となった場合は、実施の有無を受発注者間で協議し、決定するものとする。 5. 特記仕様書への記載例 下記のとおり特記仕様書記載例を参考に記載する。 労働環境改善の取り組み（ウィークリースタンスの実施） 本業務・工事は、受発注者間の相互において労働環境の改善に関する取り組みを行い、労働環境の改善及びワンデーレスポンスに努めるものとする。実施にあたっては、「労働環境改善の取り組み（ウィークリースタンスの実施）について」に基づき、受発注者の協力のもと取り組むものとする。 ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日で対応が困難な場合には、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応することをいう。

現 行	改 正
記載なし	6. 業務・施工計画書への記載例 業務・工事の内容にあわせて適時修正して記載するものとする。 ウィークリースタンスの取り組みについて 本業務・工事における受発注者で取り組むウィークリースタンスについては以下のとおりとする。なお、緊急を要する場合等はこの内容によらず対応する。 ・休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない ・昼休みや 17 時以降などの業務時間外に掛かるおそれがある打合せは行わない